

令和 5 年度水戸市公営企業会計決算審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の種類

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項に基づく決算審査

2 審査の対象

- (1) 令和 5 年度水戸市水道事業決算
- (2) 令和 5 年度水戸市下水道事業決算

上記決算に関する証書類、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書

3 審査の期間

令和 6 年 6 月 11 日から同年 8 月 8 日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和 2 年水戸市監査委員告示第 1 号）にのっとり、決算書類及び決算付属書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係諸帳簿との照合及び計数の確認を行うとともに、7 月 5 日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、定期監査及び例月出納検査の資料も活用して審査を実施した。

5 審査の結果

1 から 4 までのとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められた。

6 意見

(1) 水道事業会計

ア 有収率の向上について

有収率は、配水量がどの程度収益につながっているかを示す割合であるが、前年度と比較して0.4ポイント低下し、87.7%となった。これは、鉛製給水管の腐食等が原因で発生する宅内での漏水等により、配水量に対する漏水量の割合が前年度よりも増加したことが主な要因と考えられる。

残存する鉛製給水管については、令和5年度末の解消率が約79%にとどまっていることから、新たに目標年度に設定した令和10年度末までに解消できるよう、鉛製給水管を使用している可能性がある地域の方に対し、水道部の費用負担で行う鉛製給水管解消事業の周知を図りながら、積極的に解消に取り組まれない。

また、有収率の低下は、事業効率の低下につながり、経営に影響を及ぼすことから、令和6年度に新たに導入した人工衛星画像の解析による漏水調査などを活用し、漏水箇所の早期発見に取り組み、有収率の向上に一層努められたい。

イ 未収金の縮減について

水道料金の未収金については、民法の一部を改正する法律（令和2年4月1日施行）により施行日以後に給水契約を締結した水道料金債権の消滅時効が2年から5年に延長となったことなどにより、前年度と比較して約500万円増加し、約2億3,000万円となった。

今後とも、水道料金等徴収業務の受託者との情報共有や連携強化を図りながら、未収金の累積防止に努めるとともに、滞納者の市外転出等により回収が困難な債権については、弁護士法人等に債権回収を委託するなど、使用者負担の公平性・公正性の確保の観点からも、未収金の縮減に積極的に取り組まれない。

また、水道料金の現年度分の収納率は、口座振替又はクレジットカード払いでは約100%であり、納付書払いの約87%に比べて高いことから、収納率の更なる向上のため、現在取り組んでいる納付書払いの利用者に対する口座振替の促進に加えて、クレジットカード払いの周知にも努められたい。

ウ 経営の健全化について

水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水機器の普及等により水需要が減少する一方で、老朽化した施設等の更新・耐震化に多大な費用が必要となることに加え、近年の物価高騰等の影響から、より一層厳しさを増していくものと予測される。

これらの状況を踏まえ、水道部では、令和5年度末までを計画期間とする「水戸市水道事業基本計画（第3次）」に基づき、目標指標を設定して事業を推進してきたところである。令和6年度には、今後の水道事業の基本的かつ総合的な指針となる「水戸市水道ビジョン」を新たに策定する予定であることから、「水戸市水道事業基本計画（第3次）」に基づいて実施してきた取組を十分検証するとともに、水道事業を取り巻く環境の変化に対応しながら、安全でおいしい水の安定供給と持続可能な水道事業の運営が図れるよう、中長期的な視点に立った経営の健全化に努められたい。

また、近年は、大規模な自然災害や老朽化等に起因する管路の漏水、破裂事故が全国で発生していることから、今後とも災害等に備え、施設や管路の着実な更新・耐震化の実施に一層取り組まれない。

(2) 下水道事業会計

ア 未収金の縮減について

下水道使用料の未収金は、令和5年度から農業集落排水事業が下水道事業会計に統合され、農業集落排水施設使用料が徴収対象に加わったことなどにより、前年度と比較して約1,900万円増加し、約4億7,400万円となった。一方、下水道事業受益者負担金の未収金は、前年度と比較して約400万円減少して約800万円となっており、関係部署との連携による財産調査の効率化に取り組み、滞納者の実態に応じた滞納処分を積極的に実施したことなどの成果が表れている。

受益者負担の公平性・公正性の確保の観点から、引き続き、関係部署との連携を強化し、滞納者の実態に応じた収納対策を効果的に実施することにより、未収金の縮減に努められたい。

下水道使用料の徴収事務は、水道部が水道料金と一括して実施しているため、事務処理の関係上、収納金は、収入があった翌月に水道部から下水道事業会計に引き継がれている。このため、下水道使用料の3月分の収納金は、決算では全額が未収金として計上されており、下水道使用料の収入決算額に反映されていない。下水道事業会計の決算状況をよりの確に把握するためにも、水道部との協議により関係業務を見直し、少なくとも3月分の収納金については、当月中の収入として決算額に反映できるよう検討されたい。

イ 農業集落排水施設の適切な管理について

下水道部では、下水道事業会計に統合された農業集落排水事業において、公共下水道と同様に農業集落排水施設全体のストックマネジメントを実践するため、各施設の機能診断調査を実施したところであり、令和6年度には、施設の最適な保全管理に向けた具体的な対策と実施時期等を定める「最適整備構想」を策定する予定である。

今後においては、「最適整備構想」に基づく農業集落排水施設の保全管理を適切に実施するとともに、老朽化が進行している農業集落排水施設については、順次公共下水道への接続が予定されていることから、施設の劣化状況や公共下水道への接続計画等を踏まえ、必要に応じて、修繕、改築等の実施時期の見直しを行うよう留意されたい。

ウ 経営の健全化について

下水道事業を取り巻く経営環境は、将来的な人口減少等により下水道使用料の大幅な増加が見込めない一方で、老朽化した施設等の更新に加え、近年の物価高騰等の影響から、より一層厳しさを増していくものと予測される。

下水道部では、下水道事業と農業集落排水事業の両事業において、将来にわたって安定した污水处理サービスを提供するため、令和6年度から令和15年度までを計画期間とする「水戸市下水道事業経営戦略(第2期)」を策定したところである。当該経営戦略に基づき、計画的な施設の整備や維持管理に努めるとともに、両事業の経営統合の効果が十分発揮できるよう、更なる経営の効率化、合理化を図りながら、中長期的な視点に立った経営の健全化に努められたい。